

第4章 市税の納付

市税は、福祉、教育、土木事業など、毎日の暮らしや住みよいまちづくりのために使われる財源です。市政の円滑な推進に市税が有効に活かされるように、定められた期限までに納税者の皆様が自主的に納めていただく自主納税と納期内納税にご協力ください。

1. 市税の納期

税目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	個人	普通徴収		1期	2期		3期		4期				
	個人	特別徴収 徴収月の翌月10日まで											
	法人	確定申告 事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内											
	法人	中間申告 事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内											
固定資産税・都市計画税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税（種別割）			全額										
市たばこ税		翌月の末日まで											
事業所税	個人	翌年の3月15日まで											
	法人	事業年度終了の日から2か月以内											
入湯税		翌月15日まで											

2. 市税の納付場所と納付方法

(1) 金融機関での納付

全国に所在する下記の金融機関の本・支店（支所）で納付できます。

金融機関は統廃合等により変更される場合がありますのでご注意ください。

（令和3年10月1日現在）

尼崎信用金庫	阿波銀行	池田泉州銀行	伊予銀行
永和信用金庫	大阪厚生信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫
大阪信用金庫	大阪南農業協同組合	関西みらい銀行	紀陽銀行
京都銀行	近畿産業信用組合	近畿労働金庫	堺市農業協同組合
三十三銀行	（商工組合中央金庫）（注1）	成協信用組合	大同信用組合
徳島大正銀行	南都銀行	のぞみ信用組合	三菱UFJ銀行
みずほ銀行	三井住友銀行	三井住友信託銀行	ミレ信用組合
りそな銀行	ゆうちょ銀行・郵便局（注2）		

（注1）商工組合中央金庫は、令和2年3月末日付けで窓口での収納業務を終了しています。口座振替については、引き続きご利用できます。

（注2）ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、一部の納付書は大阪府や京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のみでの取り扱いとなります。詳しくは納付書をご覧ください。

(2) 口座振替・自動払込による納付

市税を金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。

口座振替・自動払込は、一度申し込むと翌年度以降も継続されます。

納税には、安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。

安心

・納付のために現金を持ち歩く必要がありません。

確実

・うっかり納め忘れて納期限を過ぎる心配がありません。

便利

・わざわざ納期ごとに出かける手間がありません。

口座振替・自動払込でできる税目	市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）
取扱金融機関	P50の金融機関
預貯金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金、郵便貯金（通常貯金）
申込期限	振替を開始する納期月の前月20日まで
振替日	期別納付は各納期の最終日、全期分前納は第1期分納期の最終日

■お申し込み手続き

窓口で

納税通知書に同封の申込書（口座振替納付依頼書）を、取扱金融機関の窓口にご提出ください。申込書は市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局及び市税事務所、各区市税の窓口にも備えています。

郵送で

申込書を、税務運営課あて（P93）に郵送してください。なお、申込書は市税のホームページ（P63）からダウンロードすることもできます。ダウンロードできる申込書は郵送専用ですのでご注意ください。

(https://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_shimin/mokuteki/kurashi/zeikin/hurikomi.html)



まとめてお申し込みいただけます！

市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局及び市税事務所、各区市税の窓口へ備えつけの申込書では、市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・市営住宅使用料・認定こども園等保育料・水道料金・下水道使用料の口座振替のお申し込みを一度にできます。どうぞご利用ください。

■ 全期分前納

市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税については、全期分前納（一括納付）で口座振替・自動払込をしていただくこともできます。一度全期分前納のお申し込みをしていただくと、変更のお申し出のない限り、翌年度以降も継続して全期分前納の取り扱いをさせていただきます。

■ 預貯金残高不足の場合

残高が不足している場合、振替ができません。市役所から別途送付する納付書を使って金融機関で納めてください。再振替は行いません。この場合、次の納期から口座振替を再開します。

また、全期分前納を申し込まれている方の場合、この年度分の第1期分は納付書で納めていただき、第2期分以降は納期ごとに振替をします。翌年度は全期分前納による振替を再開します。

【ご注意】

- 口座内容に変更があった場合は、新たにお申し込みが必要となります。
- 長期間課税がなかった方など、一定の要件に該当した場合は口座振替の取り扱いを取り消しさせていただきますので、再開には再度お申し込みが必要となります。
- 市民税・府民税、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税について、第1期分から第4期分まで連続で預金不足のため口座振替できなかった場合、口座振替の取り扱いを取消しさせていただきます。

(3) コンビニエンスストアでの納付

全国に所在する下記のコンビニエンスストアの店舗で納付できます。

(令和3年4月1日現在)

セブン・イレブン	ローソン	ファミリーマート	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア
ニューヤマザキデイリーストア	ヤマザキデイリーストア	ミニストップ	コミュニティ・ストア	ポプラ
生活彩家	くらしハウス	スリーエイト	セイコーマート	ハマナスクラブ
アズナス	アンスリー	MMK 設置店*		

*MMK 設置店とは MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

【コンビニエンスストアで納付できる税目】

- 市民税・府民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 軽自動車税（種別割）


ただし、以下の納付書については、コンビニエンスストアでは納付できません。

- 1つの納期（1枚の納付書）の納付額が30万円を超える納付書
- コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書
- バーコードが読み取れないなど、受付できない納付書
- 金額が訂正された納付書

【ご注意】

- コンビニエンスストアでは、現金納付に限ります。
- コンビニエンスストアでは、ブック式（冊子タイプ）の納付書は取り扱いできないため、上記の税目については単票（1枚単位）の納付書になっています。納付の際は、納付書に記載されている期別と納期限をご確認のうえ、[納付していただく納付書のみを支払窓口にお出してください。](#)
- コンビニエンスストアで納付していただいた場合、堺市で納付確認ができるまでに20日程度の期間を要します。その期間内に堺市に納税証明書の申請をされる場合は、本人確認ができる書類と領収証書を証明発行窓口へお持ちください。
- コンビニエンスストアで納付していただいた場合、必ずレシートと領収証書を受け取り、大切に保管してください。

（4）Pay-easy ペイジー（ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング）を利用した納付

Pay-easy（ペイジー）マーク  が印刷されている納付書は、金融機関のATM（ペイジー対応のATMに限ります）、インターネットバンキング（パソコン）、モバイルバンキング（携帯電話）で納付できます。納期限内であれば24時間^{（注）}いつでも納付できます。

インターネットバンキング、モバイルバンキングで納付される場合は、事前に、金融機関への申し込みが必要になります。（既にインターネットバンキングやモバイルバンキングのサービスを利用されている方は新たな申し込みは不要です。）

利用できる納付方法（ATM、パソコン、携帯電話）などは金融機関により異なりますので、市税のホームページ（P63）や金融機関にご確認のうえご利用ください。

（注）システムメンテナンス等により、年始等一部ご利用いただけない時間帯があります。

【ペイジーで納付できる税目】

- 市民税・府民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 軽自動車税（種別割）

【ご注意】

- ペイジーで納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストアなど（P50,52）で納付してください。
- 軽自動車税（種別割）の「継続検査用」納税証明書については、6月中旬に郵送します。

（5）市役所（本庁及び各区役所）内の指定金融機関派出所での納付

本庁や各区役所1階にある指定金融機関派出所（銀行窓口）で納付できます。

(6) モバイル決済を利用した納付

「LINE Pay」「Pay B」「楽天銀行コンビニ支払いサービス」「PayPay」「au PAY」「J-Coin Pay」「ゆうちょ銀行（ゆうちょ Pay）」「福岡銀行（YOKAI Pay）」「広島銀行（こい Pay）」のアプリケーションを利用して、いつでも納付できます。納付書に記載のコンビニ収納用バーコードを読み取ることで納付が可能となります。

【モバイル決済で納付できる税目】

コンビニエンスストアで納付できる税目（P52）と同一

【ご注意】

- モバイル決済では領収証書が発行されません。また、軽自動車税（種別割）をモバイル決済にて納付された場合、軽自動車の継続検査用証明書についても、送付されません。領収証書や継続検査用証明書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストアなど（P50,52）で納付してください。
- パソコンやスマートフォン以外の携帯電話からの納付はできません。
- 各社アプリケーションの利用は無料ですが、ダウンロード及び利用にかかるパケット通信料は利用者の負担となります。また、詳しい操作方法は、各アプリケーションのホームページをご確認ください。

3. 市税の滞納と滞納処分

(1) 市税の滞納

市税は、定められた期限（納期限）までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくものです。納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

延滞金の利率はかなり高いものとなっており、思いもよらない高額になることもあります。

■延滞金の計算

$$\text{延滞金}^{(注2)} = \text{税額}^{(注1)} \times \frac{(A)}{365} \times 2.5\% + \text{税額}^{(注1)} \times \frac{(B)}{365} \times 8.8\%$$

(A)・・・納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(B)・・・納期限の翌日から1か月を経過した日より納付の日までの日数

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間に適用される利率 = 2.5%

納期限の翌日から1か月を経過した日より納付の日までの期間に適用される利率 = 8.8%

（適用される利率は令和3年1月1日のものであり、1年ごとに見直しが行われます。）

（注1）延滞金の対象となっている税額が2,000円未満の場合はその全額を、2,000円以上の場合は1,000円未満端数を切り捨てます。

(注2) 計算の結果、延滞金が1,000円未満の場合はその全額を、1,000円以上の場合は100円未満端数を切り捨てます。

(2) 滞納処分

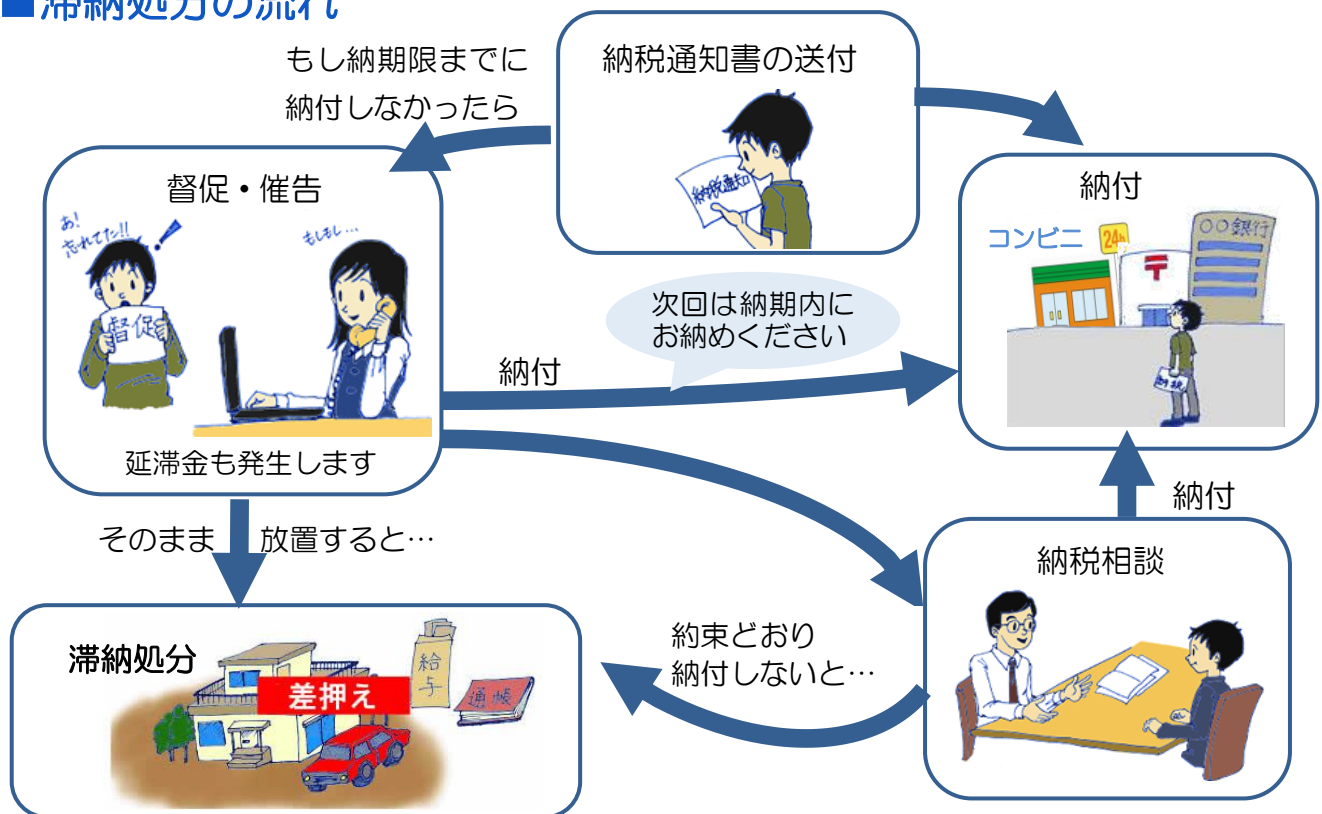
市税を滞納されると、地方税法に基づき督促状を送付します。法律では、「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない」と定められています。

納税されない場合には、大切な市税を確保するため、また、納期限内に納めていただいた方との公平を保つために、滞納者の預貯金や給与などの財産を差し押さえます。

差し押のあとも特別な理由なく滞納が続く場合は、差し押さえた財産の取立てや公売などの処分を行い、滞納された市税へ充当します。

こうした差し押や取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。滞納処分は、自主的に納税していただけない場合に、法律に基づく手続きにより市税の確保を図るものです。

■滞納処分の流れ



滞納は納税者にとって不利益です。納期内納付にご協力ください

市税を滞納すると、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。督促状や催告書が届いたらすぐに内容を確認いただき、納付していただくか、納付ができない事情がある場合は、納税課（P90,91）にご連絡ください。

何の連絡もなく滞納が続く場合や、納付資力があるにもかかわらず納付がない場合は、差押等の滞納処分を受けることになり、納税者にとって不利益です。滞納を放置することなく、納期内納付にご協力ください。